

沼津市市民農園開設促進事業実施要綱

平成11年6月29日 沼津市告示第108号

(目的)

第1条 この要綱は、沼津市市民農園開設促進事業に関して必要な事項を定めることにより、事業の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民農園 次のアに掲げる農地及びイに掲げる施設との総体をいう。

ア 主として都市部の市民の利用に供される農地で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第2条第2項に規定する特定農地貸付けの用に供される農地

(イ) 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないで当該農作業の用に供されるものに限る。)

イ アに掲げる農地に付帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設

(2) 沼津市市民農園開設促進事業 市民農園の開設に関する事業で、この要綱で定めるところにより市が助成するものをいう。

(3) 市民農園区域 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号。以下「市民農園法」という。)第4条第1項に定める区域をいう。

(4) 認定開設者 第4条の規定により市民農園開設の認定を受けた者をいう。

(5) 認定計画 第3条の規定により定められた市民農園の整備及び運営に関する計画(以下「整備運営計画」という。)で、第4条の規定により市民農園開設の認定を受けたものをいう。

(市民農園の開設の認定申請)

第3条 市民農園を開設しようとする者は、市民農園開設認定申請書(第1号様式)に市民農園整備運営計画書(第2号様式)を添えて市長に提出し、当該市民農園の開設が適当である旨の認定を受けることができる。

(市民農園の開設の認定)

第4条 市長は、前条の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認められるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。

(1)整備運営計画の内容が市民農園法第3条の規定に基づく県の「市民農園の整備に関する基本方針」に適合するものであること。

(2)市民農園法第7条第3項第2号から第6号までに適合するものであること。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、県知事の同意を得るものとする。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、市民農園開設認定書(第3号様式)を申請者に交付するものとする。

(整備運営計画の変更)

第5条 認定開設者は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による整備運営計画の変更の認定について準用する。

(市民農園の運営)

第6条 認定開設者は、利用者の募集に当たっては、できるだけ多くの市民に市民農園を利用する機会を提供するよう、一般公募を行うとともに、選考については、公平かつ適正な方法によるものとする。

2 認定開設者は、市民農園の運営が適正に行われるよう、利用者の遵守事項について定めるとともに、巡回、指導等の体制を整備するよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第7条 市長は、認定開設者に対し、市民農園の整備又は運営の状況について報告を求めることができる。

(勧告)

第8条 市長は、認定開設者が認定計画に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、市民農園法第9条の規定に基づき、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置を執るべきことを勧告することができる。

(認定の取消し)

第9条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市民農園法第10条の規定に基づき、市長は、第4条第1項の認定を取り消すことができる。

(市の補助)

第10条 市長は、予算の範囲内において、認定開設者に対し、認定計画に従って行われる市民農園の整備に要する経費の一部を補助することができる。

(援助)

第11条 市長は、認定開設者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。